

## ○過去の処分事例

### 《体罰》

学校種別	職名	年齢	処分	事故の概要
小学校	教諭	42	戒告	平成20年5月、体育館で、運動会で披露するアトラクションを指導中に、男子児童が、自分の思いどおりにならないことに腹を立て、他の児童を押しとばして練習の邪魔をしたり、上靴を投げつけたことから、その行為を止めさせようとして右の平手で男子児童の左頬をたたいた。
特別支援学校	教諭	55	減給1か月	事故者は、平成20年7月、給食時間に5年生男子児童の配膳について注意したところ、急に興奮し、事故者の左肩を一回強くかんだ。その後、男子児童を引き離し落ち着かせようとしたが、男子児童が、さらに事故者へかみつこうとしたことから、右の平手で男子児童の左頬を1回たたいた。
中学校	教諭	43	減給1か月	事故者は、平成20年6月、教室で1年生男子生徒Aが部活動の連絡をした際、男子生徒Bが馬鹿にしたような態度で男子生徒Aの口まねをしたことから、男子生徒Bに指導した。 その際、男子生徒Bが不服そうな態度をとったことから感情的になり、左の平手で男子生徒Bの右頬を1回たたき、口腔内挫傷で全治5日間のけがを負わせた。
小学校	教諭	36	減給1か月	事故者は、平成20年6月、転校する4年生男子児童のお別れ会を開いた際に、男子児童が同級生から贈られたプレゼントなどを床に捨てたり、机に放り投げたりし、また、その後の帰りの会においても、プレゼントされたTシャツを他の児童へ渡したことから感情的になり、右の平手で男子児童の左頬を1回たたき、左外傷性鼓膜穿孔で全治2週間のけがを負わせた。
小学校	教諭	47	減給4か月	事故者は、平成20年6月、教室前の廊下で、事故者が担任する男子児童Aが隣のクラスの男子児童Bとけんかをしていたことを指導した際、男子児童Aの返事に感情的になり、左の平手で男子児童Aの右頬を1回たたいた。 また、事故者は、平成20年6月、6学年の合同体育の授業終了後、体育館で跳び箱を片付けていた男子児童Cに、跳び箱の持ち方を指導した際、男子児童Cの返事に感情的になり、左の平手で男子児童Cの頭頂部を1回たたき、左手で胸を突き、そのはずみで男子児童Cは背中を体育館のステージの側面に打った。 なお、過去に体罰により、「減給1か月」の処分を受けている。
高等学校	教諭	54	戒告	平成20年8月、自校の3階生徒ホールで野球をしていた2年生男子生徒4名に教室へ行くように指導した際、指導に従わなかった男子生徒Aの反抗的な言動に感情的になり、左の平手で男子生徒Aの右頬を強くたたいた。
高等学校	教諭	51	減給1か月	平成20年11月、職員室で男子生徒を指導中、男子生徒が話を真面目に聞かず不服そうな態度を取ったことから感情的になり左の平手で男子生徒の右頬を3回叩き、右足で男子生徒の左足の太ももを1回蹴り、右頬部擦過傷で全治5日間のけがを負わせた。
高等学校	教諭	46	戒告	平成20年10月、担任している1年生男子生徒が、ピアスを耳に付けてきたため指導した際に、当該生徒が無視するような態度で返事をしなかったことから、態度を改めさせようと右の平手で当該生徒の左頬を1回たたいた。
高等学校	教諭	61	戒告	平成20年12月、1年生男子生徒に、体育の授業の際に貸したジャージを返却するよう指導したところ、謝罪がなく、また、ガムを噛んでいる態度に感情的になり、右足のサンダルを脱ぎ足の裏で、当該生徒の左脛を1回蹴った。
特別支援学校	教諭	48	減給1か月	平成20年12月、1年生男子生徒に作業服を着用するように指導した際、男子生徒が作業服を自宅に忘れたこと、学級担任の了解を得ていると他の教師へその説明をしていたことから、右手の拳で男子生徒の額を一回たたいた。

学校種別	職名	年齢	処分	事故の概要
中学校	教諭	32	減給 1か月	平成20年12月、担任をしている学級の朝の会で、連絡事項等について説明した際、3年生男子生徒Aが、事故者の説明を遮るような大きな声で話しかけてきたことから、注意をしたところ注意をよく聞かなかったことに感情的になり、左の平手で男子生徒Aの頭頂部を1回たたき、さらに右の頬を1回たたき、男子生徒Aに右耳の外傷性鼓膜穿孔により、全治2週間のけがを負わせた。
小学校	教諭	39	戒告	平成20年8月、5年生の教室で、担任している男子児童に夏休みの課題が未提出となっている理由を聞いた際、当該児童がはっきりと答えなかったことから感情的になり、左頬を右の平手で1回たたいた。
小学校	教諭	38	停職 1か月	平成19年4月下旬から5月上旬ころ、2年生男子児童Aが宿題のプリントを忘れたこと及びプリントを配布した日に欠席した2年生男子児童Bがプリントを忘れたものとの思い込みから、教科書の底辺部分で児童A及びBの頭頂部を1回ずつたたき、同時期に2年生男子児童Cに対しても同様の体罰を行った。 また、平成19年10月中旬ころ、2学年の学芸会の練習中に2年生男子児童Bが事故者の話を聞かずふざけていたことから、両手の親指と人差し指で児童Bのほほをつまみ前後に2、3回引っ張り、同時期に2年生男子児童Dに対しても同様の体罰を行った。 <b>なお、過去に体罰により「減給6か月」の処分を受けている。</b>
小学校	教諭	41	戒告	平成20年12月、担任をしている4年生男子児童が同級生の腹部を殴ったことについて指導していた際、男子児童が事故者の話を聞こうとしなかったことから、態度を改めさせようと思い、平手で男子児童の左頬を1回たたいた。
高等学校	教諭	48	減給 1か月	平成21年4月、体育館で部活動を指導中、3年生女子部員Aが主将の役割を果たしていないとして右の平手で左の頬を1回たたいた。 同年5月、練習試合中に3年生女子部員Bが役割を十分に果たしていないとして右の平手で左の頬を1回たたき、左手の拳で右の頬を軽く1回突いた。
中学校	教諭	33	戒告	平成21年5月、町内の野球場で、部員Aがふざけてバッティングマシンを操作し部員Bにけがをさせたことについて野球部全員へ注意・指導を行った際、部員Aに反省の姿勢が感じられなかったことから、右手で左肩を押し、左右の平手で左右の頬を交互に5～6回たたいた。
高等学校	教諭	30	戒告	平成21年7月、女子生徒Aから、妹と交際している男子生徒Bが自宅に上がり込み喫煙をしているようだと訴えがあり、女子生徒A宅を訪問し、男子生徒Bの所持品検査をしたところ、たばこライターを発見したことから、右の平手と右の拳で男子生徒Bの頭頂部を1回ずつたたき右足で左脇腹を1回蹴った。
中学校	教諭	32	減給 3か月	平成20年8月から平成21年5月までの間、部活動指導の際、練習を無断で欠席することや練習に全力で取り組まないことを理由に部員4名に対し、5回にわたり、頭頂部をたたいたり左太ももを蹴るなどの体罰を行い、部員1名に左鼓膜穿孔で全治2週間のけがを負わせた。
中学校	教諭	39	減給 1か月	平成21年4月、相談室で3年生男子生徒7名を生徒指導中、男子生徒Aがふてくされた態度で反省の様子が見られなかったことから、横にあったパイプ椅子の背もたれ付近を両手でつかみ、机越しに押し当てようとしたところ届かなかったため、押し投げたところ、パイプ椅子の脚が男子生徒Aの腹部と左太ももに当たり、男子生徒Aは左第9肋骨骨折で全治3週間を要する診断を受けた。